

令和7年度

あなたの健康を支える 国民健康保険税



納税通知書は 世帯主あてにお送りします

保険税の納税義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

世帯主は忘れずに保険税を納めてください。



保険税の納期限

● 普通徴収（納付書・口座振替）

期別	納期限
第1期	令和7年 7月31日(木)
第2期	令和7年 9月 1日(月)
第3期	令和7年 9月30日(火)
第4期	令和7年 10月31日(金)
第5期	令和7年 12月 1日(月)

● 特別徴収（公的年金からの差し引き）

仮徴収	本徴収
令和7年 4月	令和7年 10月
令和7年 6月	令和7年 12月
令和7年 8月	令和8年 2月

南アルプス市国民健康保険

保険税は年度ごと・世帯ごとに決められます!

1世帯ごとの保険税額は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分（40歳以上65歳未満の被保険者のみ）をそれぞれ下の項目をもとに算定し、それらを合計して決められます。

- **基準総所得金額**
(令和6年中 総所得金額等) - 基礎控除額
- **基礎控除額**

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし

● 総所得金額等

前年中（1月1日～12月31日）の総所得金額および山林所得金額の合計額を総所得金額等といいます。総所得金額等には、確定申告された特別控除後の分離課税所得（譲渡、株式、先物等）も含まれます。代表的な所得には以下のような所得があります。

給与所得、公的年金等所得（企業年金を含む）、不動産所得、一時所得、利子所得、事業所得（営業等・農業）、譲渡所得、雑所得（個人年金保険等）、配当所得

年度とは、
4月から翌年3月
までのことです!



1世帯の保険税

1年間の保険税額	所得割	均等割	平等割
	世帯の被保険者の所得に応じて計算 被保険者の所得×税率	1人につきいくらと計算 均等割額×被保険者数 (未就学児は5割軽減)	1世帯につきいくらと計算 平等割額
医療保険分 国保の給付などに あてられる財源	基準総所得金額 税率 □円×6.18% = □円	1人あたりの金額 23,500円×□人 = □円	1世帯あたりの金額 22,500円 = □円
後期高齢者支援金分 75歳未満の人が負担する後期 高齢者医療制度への支援金	基準総所得金額 税率 □円×2.34% = □円	1人あたりの金額 8,600円×□人 = □円	1世帯あたりの金額 7,800円 = □円
介護保険分 (40歳以上65歳未満の人のみ) 介護サービス費などに あてられる財源	基準総所得金額 税率 □円×1.75% = □円	1人あたりの金額 9,000円×□人 = □円	1世帯あたりの金額 6,700円 = □円
			課税限度額66万円 + 課税限度額26万円 + 課税限度額17万円 = □円

合計(年間) □円

正しい所得を申告しましょう

保険税の所得割額は、前年の所得を基に決められます。国保事業の健全な運営を図るため、正しい申告をお願いします。世帯主と国保に加入している人全員の所得を確認することができない世帯は、保険税の軽減判定や医療費の自己負担限度額を判定する際に、正しい判定ができません。収入が「0」（遺族・障害年金や雇用保険の失業等給付などの非課税所得のみの場合も含む）の人も、必ず申告をしてください。

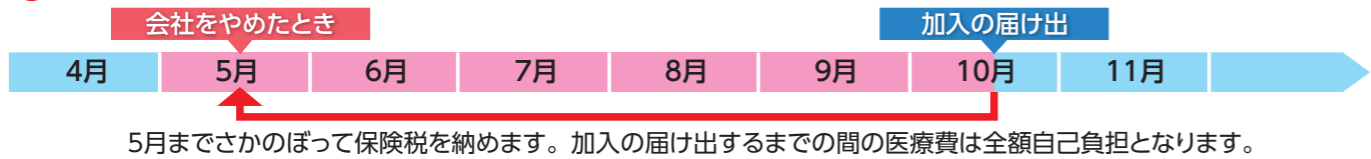


保険税は国保の資格を得た月の分から納めます!

保険税は、国保加入の届け出をした月からではなく、国保加入の資格を得た月の分から納めます。国保に加入または脱退するときは、14日以内に国保担当窓口へ届け出てください。

加入の届け出が遅れると

- 加入資格を得た時点までさかのぼって、保険税を納めます（遡及賦課）。
- 例 5月に会社をやめて、10月に国保加入の届け出をしたとき



5月までさかのぼって保険税を納めます。加入の届け出するまでの間の医療費は全額自己負担となります。

● 過年度分の保険税

年度をまたがって加入の届け出をした場合は、4月からの保険税とは別に前年度の保険税額をお知らせします。これを「過年度分の保険税」といいます。

● ほかの市区町村から転入した場合

1月2日以降に転入して国保に加入した人は、保険税算定の基礎となる前年の所得金額が不明のため、前住所地に照会します。所得の確認には時間を要するため、均等割額や平等割額だけで一度計算を行い、その後所得が判明した時点で所得割額を含めて再計算し、改めて保険税が追加徴収される場合があります。

年度の途中で加入したときの保険税

年間保険税 × 加入した月から3月までの月数 / 12

年度の途中で脱退したときの保険税

年間保険税 × 4月から脱退した月の前月までの月数 / 12

保険税には軽減措置があります!

申請不要 ● 未就学児の均等割額の軽減措置

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児の均等割額が5割軽減されます。7・5・2割軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額を5割軽減します。

申請不要 ● 前年中の所得が一定基準以下の世帯に対する軽減措置

前年の所得が一定以下の世帯は、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。同じ世帯の被保険者*1および世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。
*65歳以上の公的年金所得は15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離課税所得は特別控除前の金額を使用します。

7割軽減	基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等*2の数-1) 以下
5割軽減	基礎控除額43万円+(30.5万円×被保険者*1の数)+10万円×(給与所得者等*2の数-1) 以下
2割軽減	基礎控除額43万円+(56万円×被保険者*1の数)+10万円×(給与所得者等*2の数-1) 以下

*1 被保険者には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含む。

*2 給与所得者等とは

- 一定の給与所得者（給与収入55万円超）
- 公的年金等に係る所得を有する人（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で110万円超*）
- * 公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円に読み替えます。

要申請 非自発的に失業した65歳未満の人の保険税

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業した65歳未満の人（雇用保険の特定受給資格者または特定理由退職者）の保険税は、申請により前年所得のうち給与所得を30%として算定されます。

対象者：雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34である場合
軽減期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間
必要書類：雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

要申請 職場の健康保険で扶養されていた人に対する保険税の減免について(旧被扶養者)

職場の健康保険に加入していた人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者だった人が国保に加入する場合には、所得割額の負担はありません。また、その世帯の状況に応じ、最大2年間まで均等割額・平等割額の減免を受けられることがあります。

*この減免が適用されるのは、職場の健康保険に加入していた人が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、65歳以上の扶養されていた人が国保に加入した場合です。

申請不要 後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置

世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保被保険者が1人の世帯となった人は、対象となってから5年間は保険税の平等割額が2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

要届出 出産する被保険者への軽減措置

出産する被保険者の産前産後期間相当分（4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分）の所得割額・均等割額が免除されます。

*出産予定日の6か月前から届け出できます。出産後の届け出も可能です。

保険税の納め方は、年齢に応じて異なります!

40歳未満の人



医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません。

国保の保険税

医療保険分 後期高齢者支援金分

年度の途中で

40歳になるときは

40歳の誕生日のある月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護保険分を納めます。



40歳以上65歳未満の人 (介護保険の第2号被保険者)



医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めます。

国保の保険税

医療保険分 後期高齢者支援金分 介護保険分

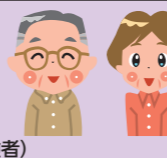
年度の途中で

65歳になるときは

65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護保険分を計算し、国保の保険税として年度末までの納期に分けて納めます。



65歳以上75歳未満の人 (介護保険の第1号被保険者)



医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせた国保の保険税と、介護保険料は別に納めます。

国保の保険税

医療保険分 後期高齢者支援金分

介護保険料

介護保険料として個別に納めます。

● 年度の途中で世帯主が75歳になるときは

現在、年金から天引き（特別徴収）を実施している世帯について、国保に加入する世帯主が令和7年4月1日現在74歳である場合は、令和7年度の保険税の納付方法が口座振替または納付書での納付（普通徴収）に切り替わります。

75歳になったら

年度途中で75歳になる人は、誕生月の前月分までの保険税が賦課されます。75歳の誕生日当日からは後期高齢者医療制度に加入します。



保険税の納付方法

保険税の納付方法には、普通徴収と特別徴収の2種類があります。

普通徴収

口座振替または納付書で納める方法。特別徴収の要件に該当しない場合はすべてこの方法で徴収されます。

納付書のバーコードまたは二次元コードを利用し、スマートフォン等により次の方法で納めることができます。

1. 地方税お支払サイト
2. スマートフォン決済アプリ

※詳細は、「地方税お支払サイト」で確認してください。

地方税お支払サイトはこちら▲



特別徴収

年金から差し引き徴収する方法。これまで口座振替や納付書で納付されていた場合でも、以下の要件に該当した場合は特別徴収が優先されます。

1. 世帯主が国保被保険者である
2. 国保に加入している世帯員が全員65歳以上75歳未満である
3. 世帯主の1年間の年金支給額が18万円以上である
4. 国民健康保険税と介護保険料の合計金額が、年金の金額の半分以上である

※特別徴収を希望しない場合は、お申出により特別徴収から口座振替での納付に切り替えることができます。ただし、納付書での納付への変更はできません。

※特別徴収は原則として4・6・8月は前年度2月の徴収額と同額となります。10・12・2月は前年の所得を基に決定した年税額から4・6・8月の徴収額を引いた額を3回に分けて納付します。

保険税の還付

保険税額が減額された場合や、保険税の二重納付など、納めすぎとなったことが確認された後に還付通知書をお送りしますので、同封の還付請求書に記入のうえご請求ください。なお、口座振替をご利用の場合はご登録口座に還付します。

※過去の市税や延滞金に未納があると、未納額に充当するため還付額を全額受け取れない場合があります。

※特別徴収のうち仮徴収で納めすぎた場合は、10月以降の差し引きは行わずに還付します。

保険税は口座振替にしましょう!

保険税を口座振替にすると…

便利

納期のたびに金融機関などに行く必要がない!

安心

自動的に払い込まれるから、納め忘れがない!

確実

一度手続きをすると、自動的に毎年度継続される!

●手続き方法

手続きに必要なものを持って、南アルプス市指定金融機関で手続きをしてください。

※市外の支店で手続きをする場合は、別途申込書が必要です。

手続きに必要なもの

- 預金通帳
- 本人確認書類
- 通帳届け出印



ついうっかり、納め忘れてしまう人におすすめです! 手続きは簡単です

南アルプス市指定金融機関

- 山梨中央銀行
- 山梨信用金庫

- 山梨信用金庫
- 南アルプス市農業協同組合

- 中央労働金庫
- 山梨県民信用組合

- ゆうちょ銀行

*市役所(本庁のみ)の窓口にて、キャッシュカードによる口座登録を受け付けています。

※20日までに提出いただくと、次の納期(翌月)から口座振替が開始されます。

保険税は納期内に納めましょう!

このような措置がとられても、保険税の納付義務はなくなりません!

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合があります。

さらに、次のような措置がとられます。

督促

納期限を過ぎると、督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。



特別療養費の対象

医療機関にかかるときは、医療費がいったん全額自己負担となる特別療養費の対象となります。担当窓口に申請することにより、あとから保険給付分が払い戻されます。対象となるときは事前に通知されます。

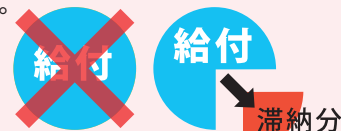
それでも滞納が続くと



給付の差し止め

国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

それでも納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。



- このほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。
- 世帯に40歳以上65歳未満の国保被保険者がいる場合は、介護保険の給付も制限される場合があります。

納期限から1年6か月が過ぎると

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

〈国民健康保険税についてのお問合せ〉

南アルプス市役所 国保年金課 国民健康保険担当 ☎055-282-7248(直通)

〈国民健康保険税の納付についてのお問合せ〉

南アルプス市役所 納税課 徴収担当 ☎055-282-7384(直通)

